

第2節 給 水

○播磨高原広域事務組合水道事業給水条例

(平成10年4月1日)
(条例第30号)

改正 平成11年7月1日 条例第5号	令和元年8月19日 条例第2号
平成12年2月25日 条例第3号	
平成12年12月11日 条例第4号	
平成15年4月1日 条例第1号	
平成17年8月1日 条例第9号	
平成25年12月27日 条例第5号	

目次

第1章 総則（第1条—第4条）	5001
第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第14条）	5002
第3章 給水（第15条—第24条）	5034
第4章 料金、負担金及び手数料（第25条—第34条）	5036
第5章 管理（第35条—第41条）	5038
第6章 補則（第42条）	5039
附則	5039

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、播磨高原広域事務組合水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 播磨高原広域事務組合水道事業の給水区域は、次の区域とする。

たつの市 新宮町光都1丁目の一部、新宮町光都2丁目の一部及び新宮町光都3丁目の一部

上郡町 光都1丁目の一部、光都2丁目の一部、光都3丁目の一部、大字金出地の一部、大字大富の一部及び大字野桑の一部

佐用町 光都1丁目の一部、大字三原の一部、大字三ツ尾の一部、大字大畑の一部及び大字大下りの一部

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。）（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及

び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(工事費の分納)

第11条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けて6か月以内において分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第12条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

2 前項の給水装置のうち、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結したメーターまでは、工事しゅん工検査後管理者に無償譲渡するものとする。

(工事費の未納の場合の装置)

第13条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者はその給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限、又は停止のため損害を生ずることがあっても、組合は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第16条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が、第2条に定める給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならぬ。

(総代人の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の総代人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第19条 給水量は、組合のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの管理)

第20条 メーターは、管理者が設置し、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に管理させる。

2 前項の水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用開始、変更等の届出)

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を開始し、中止し、廃止し、又は再開しようとするとき。

(2) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

3 第1項第1号の届出をしないで給水装置を使用した者は、前使用者に引続いて使用したものとみなす。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことがで

きる。

- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、負担金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、別表1に定める基本料金と従量料金の合計額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第27条 料金は、2か月ごとにメーターの点検を行い、その使用水量によって算定する。

- 2 前項の使用水量は、各月均等とみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、毎月又は定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）以外にメーターの点検を行い、その使用水量によって料金を算定することができる。

(使用水量の認定)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により、水道を使用するとき。
- (4) その他必要と認めたとき。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金

は、1か月分として計算する。

- 2　月の中途においてメーターポジションを変更した場合は、大きい方の口徑により計算する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事、その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2　前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 2　水道の使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときは、その都度、料金を算定し、徴収する。

- 3　料金徴収後、その額に増減が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次期徴収の料金で精算することができる。

(加入負担金)

第32条 加入負担金は、別表2に定める額に消費税相当額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

- 2　加入負担金は、給水装置の新設及び増径工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する加入負担金は、新口徑にかかる加入負担金と旧口徑にかかる加入負担金との差額とする。

- 3　加入負担金は、管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

- 4　既納の加入負担金は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第33条 手数料は、別表3の区分により、申込者から徴収する。ただし、特別の費用を要するときは、その実費額を加算する。

- 2　前項の手数料は還付しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することが

できる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものではないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第9条の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金又は第33条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて第27条の使用水量の計量、又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (3) その他必要と認めたとき。

(権利義務の承継)

第39条 給水装置の所有権を継承した者は、これに付随する一切の権利義務を承継したものとみなす。

2 前項の所有権の移転について、第21条第2項第2号の規定に基づく届け出がない場合は、管理者が認定した者に一切の権利義務の承継があったものと見なして処理する。この場合は、管理者は、これによって生じた損害についてその責を負わない。

(過料)

第40条 管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第19条第2項のメーターの設置、第27条第1項及び第3項の使用水量の計量、第35条の検査又は第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第26条の料金、第32条の加入負担金又は第33条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) その他この条例又はこの条例に基づく管理規程、若しくは指示に違反したとき。

(料金等を免れた者に対する過料)

第41条 管理者は、詐欺その他不正の行為によって第26条の料金、第32条の加入負担金又は第33条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 補則

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 西播磨高原上・下水道企業団上水道事業給水条例（平成2年条例第2号。以下「廃止前の条例」という。）は廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、廃止前の条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出、その他の手続きは、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成11年7月1日条例第5号）

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年2月25日条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月11日条例第4号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月1日条例第9号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月19日条例第2号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表1（第26条関係） 水道料金

(1) 基本料金及び従量料金

メーターの口径	(1月につき) 基本料金	従量料金 (1m³1月につき)				
		1m³ ～50m³	51m³～ 100m³	101m³～ 200m³	201m³～ 300m³	301m³以上
13ミリメートル	700円					
20ミリメートル	1,500円					
25ミリメートル	4,000円					
30ミリメートル	6,500円					
40ミリメートル	13,000円					
50ミリメートル	26,000円					
75ミリメートル	40,000円					
100ミリメートル	70,000円					
150ミリメートル	190,000円					
200ミリメートル以上	管理者が別に定める。	140円	210円	230円	260円	280円

(2) 臨時料金

前号に定める基本料金及び従量料金の1.5倍とする。

別表2（第32条関係） 加入負担金

メーターの口径	加入負担金
13ミリメートル	70,000円
20ミリメートル	120,000円
25ミリメートル	200,000円
30ミリメートル	500,000円
40ミリメートル	1,500,000円
50ミリメートル	3,000,000円
75ミリメートル	7,000,000円
100ミリメートル	15,000,000円
150ミリメートル	41,000,000円
200ミリメートル以上	管理者が別に定める

別表3 (第33条関係) 手数料

(1) 給水装置工事の設計審査手数料

メーターの口径	金額(1件につき)
20ミリメートルまでのもの	2,000円
20ミリメートルを超える 40ミリメートルまでのもの	4,000円
40ミリメートルを超えるもの	8,000円

(2) 給水装置工事のしゅん工検査手数料

メーターの口径	金額(1件につき)
20ミリメートルまでのもの	3,000円
20ミリメートルを超える 40ミリメートルまでのもの	5,000円
40ミリメートルを超えるもの	10,000円

(3) 指定給水装置工事事業者の登録審査手数料

区分	新規(1件につき)	更新(1件につき)
指定給水装置工事事業者	20,000円	20,000円